

が、このような法形式をとることにしたのは、交換の法形式をとった場合に生ずる譲渡所得に対する税負担の軽減を図るためにあつた。

(3) 本件取引に際して、どのような法形式をとるかは、当事者の自由な選択に任せられており、本件売買契約の法形式が仮装のものであるることは、困難である。

(4) 租税法律主義の下では、法律の根拠なしに、当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引き直して課税処分を行う権限が課税庁に認められているものではないから、当事者が売買契約とその相殺とした本件取引を補足金付交換契約として課税処分を行なうことは許されない。

(5) 従つて、Xらの請求は理由があり、原判決を取り消す。

三 まとめ

私的自治の原則と実質課税の原則を、どのように調整するか。当事者間の取引を、売買契約とその代金相殺と見るか、補足金付交換契約と見るか。実務上種々争いが生じていて、これを交換とした判例もある(東京高判平八・五・一二税資二一六一二五五、東京地判平六・五・一二税資二〇一一二六八)。

本件は、売買としたが、上告されている。上告審の判断が注目されるところである。

最近の判例から (21)

オウム真理教との和解金

(福岡高判 平一〇・三・四 判タ一〇一三一一四四) 森末 一巳

オウム真理教の進出に伴う紛争において、オウム真理教がその所有する不動産を村に贈与して撤退し、村がこれに伴う損失保証に関し和解金を支払うことを約した和解は、公序良俗に反しないとして、村民の村長に対する住民訴訟を棄却した事例(福岡高裁平成一〇年三月四日判決 確定 判例タイムズ一〇一年三号一四四頁)。

され、Bに対し和解金七億八、〇〇〇万円を支払った。

しかし、A村の住民Xらは、同和解において住民票の転入手続の取下及び転入手続をしないことを約束したのは、B関係者の居住移転の自由に制限を加え、公序良俗に反するものであり、Aが違法な不受理状態を継続したために和解金を支払わざるを得なくなつたとして、A村長Yに対し、和解金相当額をAに支払うよう、住民訴訟を提起した。

一 事案の概要

熊本県A村は、オウム真理教Bが進出して施設を建設し、住民らとの間に紛争が発生したので、同教に属する者の住民登録を受理しなかつたところ、不受理処分取消訴訟を提起

(1) 本件和解は、BがA村内に所有する不動産をAに贈与して撤退し、これにより被る

二 判決の要旨

べき経済的、非経済的損失をAにおいて和解金の支払いによつて補填することを主たる内容とするものであり、双方の自由意思に基づき成立した合意で、何らB関係者の居住移転の自由に制限を加えるものではない。

- (2) 本件和解に居住移転の自由を制限する側面があるとしても、同制約は、BのAへの進出に伴つて発生したAB間の多数の紛争を解決し、将来的にも紛争の発生を予防して地域の平穏を図るという正当な公益目的の見地から許容される合理的な制約であり、公序良俗に反するものではない。
- (3) また、AがB関係者の転入届を不受理扱いにしたままで本件和解が成立しても、それだけで当事者の自由意思に基づくものではないとはいえないし、本件和解において転入届受理義務を免除する旨の合意がなされたとは認められないから、免除の対価として和解金の支払いを約束したものではない。
- (4) よつて、Xらの請求は理由がないから棄却する。

三 まとめ

オウム真理教の進出に反対し、住民票の転

入届を受理しない動きは、最近、増えている。本件は、オウム真理教進出の初期の紛争において、村当局が和解金を支払ったところ、村民二人がこれを不服として、同和解はオウム真理教関係者の居住移転の自由に制限を加えて、棄却した。妥当な判断であろう。

本件判決は、本件和解は公序良俗に反するものではなく、村民の請求は理由がないとして、棄却した。妥当な判断であろう。

本件判決は、本件和解は公序良俗に反するものではなく、村民の請求は理由がないとして、棄却した。妥当な判断であろう。

最近の判例から (22)

社会的に相当な方法、態様を超えた仮差押

(大阪高判 平一一・五・一八 金商一〇七五一二七) 小林 誠吾

一 事案の概要

債権保全のための債務者の不動産に対する仮差押とは、社会的に相当な方法、態様で行うことを要し、これを超えて債務者に必要以上の損害を被らせたときは、不法行為を構成するとして、信用金庫支店長が債務者のマンション売却による債務返済の協力依頼を受けたのに、具体的な返済計画の内容を確かめることなく、仮差押手続をとつたことが不法行為を構成するとした事例（大阪高裁 平成一五年五月一八日判決 確定 金融・商事判例一〇七五号二七頁）。

Y_1 株式会社（代表取締役 Y_2 ）は、X信用金庫と信用金庫取引約定を締結し、 Y_2 が連帯保証した。平成八年一〇月、 Y_1 の取引先Aの倒産により、 Y_1 がXで割引きを受けたAの手形五通（三〇一万円）が不渡りとなつた。 Y_2 は、Xの担当者Bに、 Y_1 の債務の全容と Y_2 の所有の本件マンション（ Y_1 の事務所兼従業員宿舎）を売却して弁済する旨説明した。